

# 子ども・子育て支援新制度

について

箱根町福祉部子育て支援課

# 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した

- ▶ **子ども・子育て支援法**（平成24年法律第65号）
- ▶ **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律**(平成24年法律第66号)：「認定こども園法の一部改正」
- ▶ **子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**（平成24年法律第67号）：「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

の**子ども・子育て関連3法**に基づく制度のことをいいます。

# 目的

「子ども・子育て支援新制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設され、次の3つの目的を掲げています。

- ▶ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ▶ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ▶ 地域の子ども・子育て支援の充実

# 財源・費用負担

国は、消費税10%への増税により、平成27年度段階で0.7兆円の追加財源を確保し、待機児童解消及び職員配置、処遇改善等に充当していきます。

＜国と地方の負担割合＞	国：県：町
施設型給付・地域型保育給付	2：1：1
地域子ども・子育て支援事業	1：1：1

公立の幼稚園、保育所、認定こども園については対象外ですが、事業については一部補助があります。

# 施行時期は？実施方法は？

- ▶ 平成27年4月1日より本格施行の予定です。
- ▶ 市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施していきます。

# 新制度の全体像

子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成されます。

## <子ども・子育て支援給付>

施設型給付	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼稚園</li><li>・ 保育所</li><li>・ 認定こども園</li></ul>
地域型保育給付 (対象：満3歳児以下)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小規模保育</li><li>・ 家庭的保育</li><li>・ 居宅訪問型保育</li><li>・ 事業所内保育</li></ul>
児童手当 (対象：中学校卒業まで)	

## <地域子ども・子育て支援事業>

### ■ 利用者支援事業【新規】

(子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業)

### ■ 地域子育て支援拠点事業

(乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業)

仙石原子育て支援センター、湯本子育てサロン

### ■ 妊婦健康診査

(妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査の費用を一部助成する事業)

### ■ 乳児家庭全戸訪問事業

(生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業)

### ■ 養育支援訪問事業

(養育支援を要する家庭を訪問し、育児、家事等の養育能力向上支援をする事業)

\* その他要保護児童等の支援に資する事業：要保護児童対策地域協議会の運営等

## <地域子ども・子育て支援事業>

### ■ 子育て短期支援事業

(児童養護施設等において一時的に預かる短期入所生活援助事業/ショートステイ、夜間養護等事業/トワイライトステイ事業)

### ■ ファミリー・サポート・センター事業

(会員同士で子どもの送迎・預かりサービスを実施する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業)

### ■ 一時預かり事業

(家庭において保育をすることが一時的に困難となった場合に、保育所その他の場所で一時的に保育を行う事業)

### ■ 延長保育事業

(11時間の開所時間を超えて保育所等が保育を行う事業)

### ■ 病児・病後児保育事業

(病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育等する事業)



## <地域子ども・子育て支援事業>

### ■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（放課後、自宅に保護者がいない小学校（3年生まで）の児童に健全育成活動を行う事業）

\*平成27年度から6年生までに拡大予定

### ■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

（世帯所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の教育、保育に必要な物品購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業）

### ■ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

（特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業）

# 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた町が、  
「保育の必要性」を認定し、**認定証**を交付します。

認定証の交付後に、幼稚園、保育所、認定こども園への入所申込みをする方法に変わります。

## <認定基準>

- ▶ 事由：労働（1か月における労働時間：現行は64時間以上）  
妊娠中又は出産後間もないこと  
疾病又は負傷  
常時介護又は看護  
求職活動等  
その他保育を必要とする事由
- ▶ 優先利用：ひとり親家庭、虐待、DV等



国の基準に基づき、町が基準を定めます。

子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）

## <認定区分>

- ▶ 1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（幼稚園、認定こども園）
- ▶ 2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（保育所、認定こども園）
- ▶ 3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり  
(保育所、認定こども園、小規模保育等)

さらに、保育の必要量に応じて「長時間認定（11時間）」と「短時間認定（8時間）」に区分します。



国の基準に基づき、町が基準を定めます。

## <認定こども園制度の改善>

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携認定こども園」を創設し、3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供。（設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ）

- ▶ 行政からの財政措置が施設給付型に一本化。認可手続き、権限が一本化。
- ▶ 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。
- ▶ 利用料は、国基準単価以内で、町が決定します。（応能負担）

## <箱根町の幼児施設>

旧制度	管轄
幼保連携型認定こども園湯本幼児学園 (湯本保育園、湯本幼稚園)	保育園 (福祉部子育て支援課) 幼稚園 (教育委員会学校教育課)
温泉幼稚園、箱根幼稚園	教育委員会学校教育課
宮城野保育園	福祉部子育て支援課
幼保連携型認定こども園仙石原幼児学園 (仙石原保育園、仙石原幼稚園)	保育園 (福祉部子育て支援課) 幼稚園 (教育委員会学校教育課)



新制度 (平成27年から)	管轄
<b>新幼保連携型認定こども園湯本幼児学園</b>	<b>福祉部子育て支援課</b>
温泉幼稚園、箱根幼稚園	教育委員会学校教育課
宮城野保育園	福祉部子育て支援課
<b>新幼保連携型認定こども園仙石原幼児学園</b>	<b>福祉部子育て支援課</b>

# 事業計画の策定

- ▶ 子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どものための教育・保育給付、子育て支援サービスの供給量を設定する等事業を進めるための位置づけとして、市町村ごとに国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## <箱根町子ども・子育て支援事業計画>

- ▶ 「区域」（小学校区や中学校区など保護者や子どもが容易に移動可能な区域）を定め、区域ごとに子ども・子育て支援給付及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策、実施時期を設定します。
- ▶ 量の見込みは、保護者に対するニーズ調査を踏まえて設定します。
- ▶ 計画期間 平成27年度～31年度（5年間）です。
- ▶ 計画は、子ども・子育て会議の意見を反映し、パブリックコメント及び県との協議、調整を経て策定します。



# 新規条例について

- ▶ 子ども・子育て関連3法が制定され、保育メニューや供給を充実させるために全国的規模で法令整備を行うこととなり、当町でも国から示された基準等に従い、次の新規条例案を9月定例会に上程する予定です。

- 1 家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- 3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- 4 認定こども園に関すること

その後、10月より27年度の幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブの入所準備に入ります。

# 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 趣旨

- ▶ 家庭的保育事業等の新たな保育事業が創設されます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、町が条例等で定め、町の認可事業として新たに位置づけられることから、必要となる基準を条例により定めるものです。
- ▶ 児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準」に基づき定めることとされています。

## <箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例>

▶ 家庭的保育事業等とは、次の4つの事業です。

事業名	事業の概要	利用定員
家庭的保育事業	定められた研修を修了した家庭的保育者が居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の児童の保育を行う事業。	5人以下
小規模保育事業	保育士又は保育従事者が保育を必要とする満3歳未満の児童の保育を行う事業。	6人以上 19人以下
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする満3歳未満の児童の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業。	1人
事業所内保育事業	従業員の児童を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保育を必要とする満3歳未満の児童も受け入れて保育を行う事業。	—

### 基準の内容

多くの項目に町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や 特性はないことから国の基準の内容を町の基準とします。ただし、「離島その他の地域」の規定については、該当するような地域が町には存在しないため、削除することを現在検討中です。

### 施行年月日

平成27年4月1日施行

# 箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## 趣旨

- ▶ 幼稚園や保育所等が施設型給付を受けるにあたり、教育・保育施設として一定の運営基準等を満たしているかどうか町の確認を受けることが必要となるため、その基準等については、町が条例等で定めることとなったことから必要となる基準を条例により定めるものです。
- ▶ なお、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づき、平成26年4月30日に公布された内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づき定めることとされています。

## ＜箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例＞

特定教育・保育施設	確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

給付の対象として、町の確認を受けたものを特定教育・保育施設、特定地域型保育事業といたします。

### 基準の内容

町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから国の基準の内容を町の基準とします。

### 施行年月日

平成27年4月1日施行

# 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 趣旨

- ▶ 町は、放課後児童健全育成事業（保護者が労働等により、日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。）の設備及び運営について、省令を踏まえて条例で基準を定めることとなっていることから必要となる基準を条例により定めるものです。
- ▶ なお、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき定めることとされています。

## <箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例>

### 基準の内容

放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障するため、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と同じ内容を町の基準とします。

### 施行年月日

平成27年4月1日施行

# 箱根町認定こども園条例

## 趣旨

- ▶ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に推進する幼保連携型認定こども園が「学校及び児童福祉施設」としての法的位置付けをもつ単一の施設となりました。
- ▶ そのことに伴い、町立の幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置に係る条例を定めるものです。

## 条例の内容

認定こども園の設置及び管理について必要な事項を定めます。  
認定こども園の名称、位置、職員、保育料、委任等

## 施行年月日

平成27年4月1日施行



最後に・・・

「子ども・子育て支援新制度」は、国からまだ示されていない事項もありますので、ご了承ください。



ありがとうございました。

H26年7月 福祉部子育て支援課